

平成30年第4回函館市教育委員会定例会 会議録

- 1 日 時 平成30年4月12日(木) 午前10時
- 2 場 所 教育委員室
- 3 出席者 辻教育長, 藤井委員, 小葉松委員, 須田委員, 青田委員
- 4 欠席者
- 5 事務局 堀田生涯学習部長, 沢田学校教育部長, 池田生涯学習部次長,
佐藤生涯学習部次長, 阿部管理課長
- 6 傍聴者 1人
- 7 付議事項
- 日程第1 議案第1号 函館市立上湯川小学校・函館市立亀尾小学校の統合方針の決定に
関し, 議決を求めることについて
- 日程第2 議案第2号 函館市教育振興審議会委員の解嘱に関し, 議決を求めることにつ
いて
- 議案第3号 函館市教育振興審議会委員の委嘱に関し, 議決を求めることにつ
いて

■辻教育長

- 開会宣言 午前10時
- 議事録署名人に, 藤井委員, 小葉松委員を選任。
- それでは, 日程第1, 議案第1号, 「函館市立上湯川小学校・函館市立亀尾小学校の統
合方針の決定に関し, 議決を求めることについて」を諮る。

■学校教育部長

- 議案第1号「函館市立上湯川小学校・函館市立亀尾小学校の統合方針の決定に関し, 議
決を求めることについて」説明する。
 - 上湯川小学校と亀尾小学校の統合については, 別添資料のとおり答申を受けた旨, 平成
30年3月19日開催の第14回教育委員会臨時会において報告したものであり, その
後, 3月22日, 4月9日に保護者や地域住民を対象とした説明会を開催し, 答申内容や
統合方針の案について説明をして, 統合に対する理解が得られたことから, 統合方針の決
定に関し, 議決を求めるものである。
 - 1ページの統合方針の案については,
 - ・上湯川小学校・亀尾小学校の2校を1校にする。
 - ・統合校の位置は, 上湯川小学校とし, 校舎は現上湯川小学校を使用する。
 - ・統合後の通学区域は, 現在の上湯川小学校と亀尾小学校を合わせた通学区域とする。
 - ・実施時期は, 平成31年4月1日とする。
- ものである。

- 2ページは、統合後の通学区域の範囲であり、2校の現在の通学区域をそれぞれ色別で表しており、緑色が上湯川小学校の通学区域、黄色が亀尾小学校の通学区域となっており、青い太線で囲っている区域が統合後の通学区域となる。
- 3ページ以降は、学校教育審議会答申資料である。

■辻教育長

- 議案第1号について、何かあるか。

■青田委員

- 現在の亀尾小学校の児童数は何人か。

■学校教育部長

- 本年4月1日現在で13人である。

■辻教育長

- これまでの経過の中ですでにご存じだと思うが、旭岡小学校も当初一緒に統合する予定であったが、そちらについては継続的に地域住民の方と話をしていくということになった。

■藤井委員

- これは、戸倉中学校と亀尾中学校が統合したときと同様に、どちらかというところ吸収統合ということで考えていいのか。

■辻教育長

- 1つになるというよりも、そういうニュアンスである。

■学校教育部長

- 上湯川小学校と亀尾小学校と旭岡小学校の統合ということだったが、旭岡小学校は継続審議ということになっており、亀尾小学校の児童数が急激に減少してきたので、来年4月1日をもって2校の統合をさせていただくということになる。

■藤井委員

- 亀尾小学校の保護者に関して、例えば対等の統合でなければ嫌だという意見はないのか。

■学校教育部長

- 説明会において保護者からは、児童の友好的交流の仕方など子どもたち主体のご意見をいただいている。そういう部分については、今後、統合準備委員会を設置してその中で決めていく予定である。

■青田委員

- 吸収統合なので校名や校歌といった問題は起きないということでしょうか。

■辻教育長

- そのとおりである。

■青田委員

- 今まで亀尾小学校ではスクールバスが利用されていたのか？

■学校教育部長

- 亀尾小学校は児童数が少数なので、スクールタクシーを利用している。説明会においてもスクールタクシーの運用についてご質問やご意見が出た状況である。また、校区外から通っている児童もいるので、今後その対応はどうかという質問もいただいているところである。

■辻教育長

- 他にいかがか。
- 統合については、あくまでも保護者や地域住民のご理解をいただきながら進めるという原則をもって進めているので、今回の説明会で理解が得られたと判断して、統合方針を可決ということでしょうか。
- 議案第1号については、原案のとおり決定する。
- 次に、日程第2、議案第2号「函館市教育振興審議会委員の解嘱に関し、議決を求めることについて」および議案第3号「函館市教育振興審議会委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」を一括諮る。

■学校教育部長

- 議案第2号および議案第3号について、順次、説明する。
- まず議案第2号「函館市教育振興審議会委員の解嘱に関し、議決を求めることについて」であるが、本人からの辞任の申し出により、藤川 隆 氏ほか3名を、平成30年4月12日をもって解嘱しようとするものである。
- 次に議案第3号「函館市教育振興審議会委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」であるが、解嘱される委員の後任として、花田 譲 氏ほか3名を、本日より前任者の残任期間である、平成31年8月31日まで、委嘱しようとするものである。

■辻教育長

- 議案第2号および議案第3号について、何かあるか。

(意見なし)

■辻教育長

- 議案第2号および議案第3号については、原案のとおり決定する。

■終了宣言

○ 午前10時20分

議事録署名人 藤井 壽夫

〃 小葉松 洋子

調製者庶務係 土田 和宏